

# 公立大学法人三重県立看護大学会計監査人選定に係る業務仕様書

## 1 名称

公立大学法人三重県立看護大学における会計監査業務

## 2 目的

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条の規定に準じて、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査及び業務に係る助言等を受けるため、会計監査人業務を行うことのできる監査法人等に提案を求め、人員体制、業務実績、見積額等を総合的に評価することにより、法人の会計監査人として高い専門性を担保し、費用対効果の拡大を目指す。

## 3 監査対象機関及び所在地

公立大学法人三重県立看護大学 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

## 4 業務の内容

法第35条の規定に準じた、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに法第34条第2項の規定に準じた意見書の提出、会計業務全般に係る助言指導

＜具体的内容＞

法の規定による法人の会計監査人の業務に準じ、以下の業務を担当します。

### (1) 監査対象期間

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

監査人の任期 会計監査人の任期は、契約締結の日から、令和3年度財務諸表の三重県知事の承認の日までとする。なお、法第39条に準ずる解任等の特別の事情がない限り、令和4年度及び令和5年度においても再任する方針とする。

### (2) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書に対して、法令等の規定に準じて行う監査業務

- ・ 予備調査・監査計画の作成
- ・ 期中監査
- ・ 期末監査
- ・ 監査報告書の作成

### (3) 法人理事・監事との連携業務

- ・ 監査計画についての意見交換
- ・ 監査についての報告・意見交換
- ・ 監査報告書についての説明・意見交換
- ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等

### (4) 法人の内部監査部門との連携（情報交換等）業務

### (5) 法人会計についての助言・相談対応業務

※再任の場合は、次年度以降（令和4事業年度・令和5事業年度）の監査にあたっては、前年度の課題等を踏まえた対応を行うこととする。

## 5 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、企画提案コンペにて提案された体制で、本監査業務全般の管理を行うこと。

## 6 委託金額

1年あたりの委託金額は、4,704,000円（税抜）を上限とする。

## 7 その他留意事項

### (1) 法令の遵守

本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

### (2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、公立大学法人三重県立看護大学が定める個人情報の取扱規程を遵守すること。

### (3) 守秘義務

本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この義務は、事業者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。

### (4) 書類保管

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。

契約期間が終了した場合には、法人から貸与した書類等は返還すること。